

京 都 府 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 理 事 会 議 事 録

I 開催日時 令和5年2月13日(月) 午後2時00分～午後3時15分
(Web会議方式)

II 開催場所 京都府国保連合会 6階 テレビ会議室

III 出席者 理事 13名(委任状2名)
事務局 8名

IV 付議事項

【議決事項】

(1) 令和4年度分

議第38号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)

(2) 令和5年度分

議第1号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

議第2号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課

議第3号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算

議第4号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

議第5号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算

議第6号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算

議第7号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第8号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

議第9号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第10号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

議第11号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算

議第12号 京都府国民健康保険団体連合会文書規程の全部改正

議第13号 京都府国民健康保険団体連合会資金管理規則の一部改正

議第14号 京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計に関する退職給付引当資産管理運用規程の一部改正

議第15号 京都府国民健康保険団体連合会各特別会計に関する電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部改正

議第16号 京都府国民健康保険団体連合会各特別会計に関する減価償却引当資産管理運用規程の一部改正

- 議第 17 号 京都府国民健康保険団体連合会各特別会計に関する財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正
- 議第 18 号 京都府国民健康保険団体連合会各特別会計に関する ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正
- 議第 19 号 京都府国民健康保険団体連合会一般会計に関する事業運営安定化積立金管理運用規程の一部改正
- 議第 20 号 京都府国民健康保険団体連合会公印規則の一部改正
- 議第 21 号 京都府国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会規程の一部改正
- 議第 22 号 京都府国民健康保険団体連合会子育て支援医療費助成事業算定業務規則の一部改正
- 議第 23 号 京都府国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理業務規則の一部改正
- 議第 24 号 京都府国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正
- 議第 25 号 京都府国民健康保険団体連合会個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に関する規則の一部改正
- 議第 26 号 京都府国民健康保険団体連合会事務決裁規則の一部改正
- 議第 27 号 京都府国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正
- 議第 28 号 京都府国民健康保険団体連合会理事及び監事の選任
- 議第 29 号 京都府国民健康保険団体連合会理事長表彰の選考決定
- 議第 30 号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催

【報告事項】

令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会の契約

【その他】

令和 3 年度第 2 回外部監査結果報告に対する措置について（監事報告）

令和 4 年度第 1 回外部監査結果報告に対する措置について（監事報告）

V 議事内容

（理事長挨拶）

皆さんこんにちは。京丹後市長の中山でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、国保連合会理事会の開催をご案内申しあげましたところ、理事各位には、公務ご多忙のなかご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日の理事会につきましては、議決事項として、令和 4 年度分の補正予算 1 件と、令和 5 年度分は、事業計画や一般会計歳入歳出予算など 30 件につきましてご審議をお願いしてございます。

また、令和 5 年度の事業計画や予算の編成の基となります令和 5 年度事業計画におきまます主な取組、また、財政運営上の課題、更には手数料の改定などにつきまして、昨年 11 月 7 日の総務委員会においてご審議を賜っておりますので、審議状況につきまして委員長報告をご聴取することとしております。

そのほか、外部監査結果報告に対する措置について、事務局から説明があります。

議決及び報告事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

（議 長）

はじめに、本日の議事録署名人ですが、慣例によりまして議長より指名させていただきます。

和束町の堀町長さん、京都料理飲食業国民健康保険組合の石谷理事長さんにどうぞよろしくお申し上げます。

(議長)

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の令和4年度分、議第38号「令和4年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

議第38号令和4年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算について、ご説明します。

資料の9頁をお開きいただき、参考として添付している「令和4年度国保連合会補正予算の概要」と標題を付けた資料を用いて、ご説明させていただきます。

職員退職手当金特別会計の補正は、補正額が1,280万円で、退職給付引当資産積立金繰入金を財源とした自己都合退職者に対する退職手当金の補正でございます。

補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、議第38号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第38号は次の総会に付議させていただきます。

次に、令和5年度事業計画と予算の審議に入ります前に、これらの基となる令和5年度事業計画におきます主な取組と財政運営上の課題及び手数料の改定等について、総務委員会での審議状況を委員長からご報告いただきます。

委員長どうぞよろしくお願いたします。

(総務委員長：和束町 堀町長)

総務委員会委員長を仰せつかっております和東町長の堀でございます。

昨年 11 月 7 日に開催されました総務委員会の協議状況をご報告申し上げます。

総務委員会は、京都府国民健康保険団体連合会専門委員会規程に基づき、理事会の下に設置されている委員会で、事業計画及び予算に関する事項等を協議する役割を担っております。

昨年の委員会では、令和 5 年度の事業計画の策定と予算の編成の作業が本格化するに当たり、事業計画における主な取組や財政運営上の課題と手数料の改定について協議致しました。あわせて、職員の給料及び勤勉手当について、京都府職員の改定内容に準じて改定するとの説明があり、いずれの案件につきましても、原案のとおり了承しておりますことをご報告申し上げます。

協議内容についてでございます。

まず、令和 5 年度事業計画における主な取組につきましては、国保連合会・国保中央会のめざす方向に掲げた審査基準の統一化と審査手法の高度化・充実化の取組や医療情報を全国の医療機関で確認できる仕組みの構築等のデータヘルス改革の取組等を国や他の連合会とともに推進するとの説明がありました。

合わせて、高額レセプト等の審査を行うため国保中央会等に設置している特別審査委員会において、レセプト審査の対象範囲を見直すことや介護保険のケアプランデータ連携システムの運用を開始することなどが報告されました。

次に、財政運営上の課題と手数料の改定につきましては、財政運営上の課題として、介護保険や後期高齢者医療等に係る業務の手数料収入は今後も増収が見込まれる一方、被保険者数が減少する国保業務の手数料収入は減少するなど業務によって収入の動向が異なる中、システムの更改財源等を的確に確保するためには、業務ごとに中期的な視点に立って財政を運営することが重要との考えが示され、今年度は、国保及び後期高齢者医療に係る業務を対象として 5 年度から 7 年度までの収支見通しを作成したとのことであります。

また、手数料の改定については、上記の収支見通しの結果、毎年度見込まれる約 6,200 万円の赤字を解消するため、国保の審査支払手数料等を平均で約 9 パーセント値上げするなどの手数料等の改定について、保険者から一定の理解を得ているとの説明がありました。

なお、後期高齢者医療関係業務で見込まれる毎年度約 300 万円の赤字については、経費節減により解消を目指すとのことであります。

総務委員会と致しましては、令和 5 年度の事業計画の策定と予算の編成について、委員会での協議を踏まえてしっかりと内容を精査して進めるよう求めたところでございます。

以上をもちまして、総務委員会の報告と致します。以上でございます。

(議 長)

委員長どうもありがとうございました。ただ今の委員長報告について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

はい、ありがとうございます。

特にご質問等もないようですので、審議に入ります。

議決事項の令和 5 年度分、議第 1 号「令和 5 年度国保連合会事業計画」を議題とし、事

務局の説明をお願いします。

(事務局：総務部長)

議第1号令和4年度国保連合会事業計画について、ご説明致します。

資料の13頁をお開き願います。

はじめに、「15年度事業運営に当たっての基本的考え方」でございます。

一つ目の○のとおり、国保連は、国民健康保険の保険者の共同体として必要な業務を行う目的で設立されましたが、その後、業務内容は順次拡大しています。

また、二つ目と三つ目の○のように、最近では、医療費適正化対策の強化が求められ、国保連においても、国保・後期高齢者医療・介護保険の三地域保険が一体となった予防健康づくり事業への支援の充実が必要なことに加えて、新興感染症の流行初期段階において適切な医療が確保されるための特定医療機関への減収補償に係る費用や予防接種費用の請求支払業務等を国保連が行うこととなっています。

このように国保連を取巻く環境が変化する中であって、四つ目、五つ目の○のように、国保中央会と全国の国保連が共同して、今後4年間程度の業務運営の方針等を示す「国保連合会・国保中央会のめざす方向」の取りまとめを進めており、弊社としても、多様化していく業務に的確に対応できるよう、財務基盤の強化と人材の確保・育成に努めるとともに、めざす方向に基づく取組の推進に努めます。

次の頁をお開き願います。

引き続きまして、「25年度事業計画における主な取組」でございます。

まず、(1)国保連合会・国保中央会のめざす方向2022(仮称)に基づく取組の推進でございます。

めざす方向におきましては、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一化や審査手法の高度化・充実化に引き続き取り組むことや、医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築等のデータヘルス改革の取組を国とともに推進すること、科学的な介護を実践するための科学的介護情報システムの管理運営を国保中央会が行うことなどを目指すとしており、弊社においても、めざす方向に掲げた取組の着実な推進に努めます。

なお、めざす方向については、3月末の国保中央会総会で承認の予定であり、次回の通常総会において詳細のご報告をさせていただきます。

次に、(2)特別審査委員会における審査対象範囲の見直しでございます。

高額レセプトの適正化等を図る観点から、国保中央会及び支払基金に設置されている特別審査委員会の審査対象となる高額レセプトの範囲の拡大に合わせて、審査に当たって専門性を要しないレセプトは対象外とする見直しが行われ、5年4月からは、特定機能病院等の35万点以上のレセプトを対象に加える一方、入院外のレセプト等については対象外とされ、国保連において審査を行うこととなります。

引き続きまして、(3)介護保険におけるケアプランデータ連携システムの運用でございます。

介護保険の居宅サービス計画書等を居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で電子データにより連携するケアプランデータ連携システムが5年4月から本稼働するため、利用を希望する事業所からのライセンス料の徴収等を行います。

次の頁をご覧ください、(4)介護保険・障害者総合支援システムの更改に向けた取組の推進でございます。

介護保険・障害者総合支援システムの7年度更改に当たっては、安定稼働や費用高騰の観点からクラウド化には課題があるとしていた審査システム等についても、デジタル庁からは技術的支援が、厚労省からは財政的支援が得られることを踏まえ、電子請求システムと合わせてクラウド化することとしています。

次の、(5) 予防接種事務のデジタル化の推進につきましては、オンラインで予防接種対象者の確認や費用請求を行うことにより、接種記録の管理や費用請求及び支払事務を効率化する取組が進められており、国保連等においては、費用請求システムの開発等の取組を進めて参ります。

最後に、(6) 各種研修事業の実施でございます。

5 年度実施予定の研修会等につきましては、23 頁に記載の 5 年度研修会等予定のとおりでございます。詳細日程等が固まりましたら、その都度ご連絡させていただきます。

次の頁をお開き願います。

「3 5 年度個別取組」でございます。

5 年度の個別取組につきましては、16 頁から 22 頁にかけて、127 項目に上る取組を掲げております。

時間の関係もあり、個々の説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。

事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 1 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 1 号については次の総会に付議いたします。

続きまして、議第 2 号「令和 5 年度国保連合会負担金の賦課」から議第 11 号「令和 5 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までを一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

(事務局：財務課長)

資料の 25 頁をお開き願います。

議第 2 号令和 5 年度国保連合会負担金の賦課について、ご説明します。

1 枚おめくりいただき (27 頁)、5 年度の負担金は、平等割負担金が 1 保険者につき 16 万円、被保険者割負担金が被保険者 1 人につき 60 円で、前年度と同額でございます。

続きまして、29 頁「議第 3 号令和 5 年度国保連合会一般会計歳入歳出予算」から 167 頁

「議第 11 号令和 5 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までの各会計の予算については、175 頁の「令和 5 年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。

175 頁をお開き願います。

はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。

弊会の予算は、一般会計と 8 つの特別会計に区分しており、うち 5 つの特別会計では、人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。5 年度予算の概要については、業務勘定や支払勘定と一般会計やその他の特別会計ごとにご説明します。

まず、「2 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特会業務勘定」です。

手数料等の改定により手数料が増となるほか、減価償却引当資産繰入金の増等により、収入見込額は、前年度を 8,554 万 3 千円上回っています。

176 頁をお開き願います。

また、支出見込額についても、人件費や減価償却引当資産積立金等は減となるものの、国保総合システムの更改費の増等により管理費その他が増となることから、同様に 8,554 万 3 千円の増となり、収支は均衡しています。

なお、国保総合システム開発費に対する国庫補助金については、約 57 億円が措置されています。

177 頁をご覧願います。

「(2) 介護保険事業関係業務特会業務勘定」です。

手数料等の増加と受託業務負担金の増等により諸収入その他が増となることなどから、収入見込額は、前年度を 4,181 万 9 千円上回っています。

一方、支出見込額については、人件費や減価償却引当資産積立金の減により、前年度比 2,098 万 5 千円の増にとどまり、収入見込額が支出見込額を 2,083 万 4 千円上回るため、この超過分は減価償却引当資産へ積立られています。

178 頁をお開き願います。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等特会業務勘定」です。

手数料等の増加と ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産からの繰入金の増等により諸収入その他が増となることから、収入見込額は、前年度比 3,772 万 1 千円増となっています。

また、支出見込額についても、他会計繰出金の増等により管理費その他が増となることなどから、同様に 3,772 万 1 千円の増となり、収支は均衡しています。

179 頁をご覧願います。

「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特会業務勘定」です。

手数料等や減価償却引当資産繰入金の増等により、収入見込額は、前年度比 8,064 万円増となっています。

一方で、減価償却引当資産積立金は減となるものの、審査支払件数の増に伴い人件費が増加することや国保総合システムの更改費の増等により管理費その他が増となることなどから、支出見込額は、前年度を 1 億 8,025 万 2 千円上回り、収入見込額が支出見込額に対して 9,961 万 2 千円不足することから、事業運営安定化積立金の取崩しで補てんしています。

180 頁をお開き願います。

最後に、「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特会業務勘定」です。

手数料等や減価償却引当資産繰入金の増により、収入見込額は、前年度比 606 万 7 千円の増となっています。

一方、支出見込額については、減価償却引当資産積立金や国保中央会負担金の増等によ

り管理費その他が増となるものの、前年度比 410 万 6 千円の増にとどまることから、収入見込額が支出見込額を 196 万 1 千円上回るため、この超過分は ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てています。

181 頁をご覧ください。

引続きまして、「3 支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

4 年 9 月までの支払実績額を基に算定した 4 年度支払見込額に、支払額の過去 3 箇年の伸び率のうち最も高い伸び率に 0.1 を加算した率を乗じて 5 年度支払見込額を見積もっています。

次に、(2) 予算案の概要をご覧くださいまして、この頁の「①診療報酬審査支払特会」から次の頁の「⑤特定健康診査・特定保健指導等事業特会」にかけて、各支払勘定の歳入歳出予算額と前年度比較を表にまとめています。

主な点をご説明しますと、「①診療報酬審査支払特会」では、国民健康保険診療報酬支払勘定が減となっておりますほか、各種健康診査等の費用の減により抗体検査等費用が減となっています。

なお、新型コロナワクチン接種については、取扱いが当面継続される見通しのため、前年度と同額の約 29 億円を計上しています。

次の「②介護保険事業関係業務特会」の介護給付費等支払勘定と「③障害者総合支援法関係業務等特会」の障害児給付費支払勘定が前年度を下回る予算額となっています。

182 頁をお開き願います。

「④後期高齢者医療事業関係業務特会」においては、公費負担医療診療報酬支払勘定の予算が前年度を下回っています。

最後に、「⑤特定健康診査・特定保健指導等事業特会」では、後期高齢者健診等費用支払勘定の予算が減額となっています。

最後に、「4 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目の○のとおり、一般会計は、負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでいます。

次に二つ目の○の職員退職手当金特会では、自己都合退職者 1 名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっています。

また、三つ目の○のとおり、高額療養費支払資金貸付金特会の予算は、貸付実績を基に前年度並みとしています。

最後に四つ目の○の第三者行為損害賠償求償事務共同事業特会の予算の見込み方は、支払勘定と同様でございます。

なお、一般会計等の歳入歳出予算額等は、183 頁の表に記載のとおりでございます。

次の 184 頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

185 頁をお開き願います。

「6 積立資産等の状況」でございます。185 頁から次の頁にかけまして、5 年 2 月 1 日現在の積立資産等の残高見込を業務勘定ごとに取りまとめています。

国保総合システムの更改費や導入作業経費に充当するための取崩しを行う診療報酬審査支払特会の減価償却引当資産と電算処理システム導入作業経費積立資産の 5 年度末残高見込額が前年度末に比べ減少しているほか、次の頁 (186 頁) の後期高齢者医療事業関係業務特会においても同様に、減価償却引当資産の 5 年度末残高見込額が減少しています。また、同会計の事業運営安定化積立金の 5 年度末残高見込が減となりますのは、収支不足を補てんするための取崩しのためでございます。

187 頁をご覧ください。

「7 手数料及び負担金一覧」で、5年度に改定をお願いする手数料についてご説明致します。

この頁の「(2) 診療報酬審査支払特会」の項番①、③、⑥及び⑨、次の頁(188頁)の、項番⑭及び⑮の手数料等につきましては、5年度から7年度までの収支見直しにおける収支不足額を補てんするために改定を行います。

前の頁(187頁)にお戻りいただき、項番⑬から⑰までの手数料は、これまでは一般業務手数料としてレセプト1件当たり20円36銭徴収していたものを、業務内容ごとに手数料を設定することとしています。

次に、特別業務手数料の項番⑱から次の頁(188頁)の⑳の手数料については、業務に活用している国保総合外付けシステムの運用費の見直しにより、項番⑳及び㉑の手数料を除いて、値下げしています。

このほか、189頁をご覧いただき、後期高齢者医療に係る項番㉒の手数料は、業務実費の改定により値下げしています。

これら手数料等の改定については、保険者の皆様方に一定のご理解をいただいています。

最後に、次の頁(190頁)の(5)介護保険事業関係業務特会の項番㉓の手数料は、ケアプランデータ連携システムの運用開始に伴い、新たにライセンス料を徴収するものでございます。

最後に、192頁と193頁は職員給与費明細書でございます。

予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第2号から議第11号までについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第2号から議第11号までについては次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第12号「国保連合会文書規程の全部改正」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料の195頁をお開き願います。

議第12号国保連合会文書規程の全部改正について、ご説明致します。

文書規程の改正に際しては、条文の構成が大きく変わるため全部改正とし、本年 4 月 1 日から施行します。

次に、205 頁をお開きいただきまして、規程改正の主な内容等について、この議案説明資料を用いてご説明させていただきます。

はじめに、「1 規程改正の趣旨」でございます。

文書規程の内容は、デジタル化が進展した今日の業務の在り方を踏まえたものとなっていないことから、改正を行います。

次に、「2 主な改正内容」でございます。

第 1 章の総則では、一つ目の○のとおり、文書の処理の原則の規定を新設し、文書は、正確かつ迅速に取り扱い、当該文書に係る事案の適正かつ円滑な処理及び当該処理の能率の向上に資するよう処理しなければならないと定めています。

次に、二つ目及び三つ目の○のとおり、文書取扱主任には総務課長を充てることを定めるとともに、その職務について、資料に記載のとおり見直しています。

次の頁をご覧ください、第 2 章の受領及び配布における主な改正内容でございます。

一つ目の○のとおり、文書の受領の規定を新設し、文書等は総務課での受領を原則とする一方、通信回線等により所管課に到達した電磁的記録等は所管課で受領できると定めています。

次に二つ目の○のように、文書の配布に関する規定では、電報の配布の規定を削除しています。

最後に、三つ目の○になりますが、電磁的記録の受領に関する規定を新設し、電磁的記録は通信回線での受領を原則とするものの、特別の事情があるときは、フロッピーディスク等で受領できると規定しています。また、電磁的記録をグループウェアにより供覧するときは、紙への出力は不要としています。

次に、第 3 章の起案における主な改正内容でございます。

電報の回議案に関する規定を削除するとともに、二つ目の○のとおり、供覧の規定を新設し、電磁的記録については、グループウェアにより供覧できることなどを規定しています。

引き続きまして、第 4 章の決裁における主な改正内容でございます。

一つ目の○のとおり、合議に関する改正前の規定では、合議を経た案が決裁によりその趣旨が変更されたり、廃案されたりしたときは、関係者に回示すると定めていたものを、趣旨修正のときは関係課に要旨を通知する、廃案等のときも、軽易な事項であれば連絡の上同意を得て処理することができるよう改正し、事務の簡素化を図っています。

207 頁をご覧ください。

一つ目の○のとおり、決裁文書の処理について、決裁年月日は文書取扱主任が記入するとした規定を改め、総務課等で行うこととしています。

次に、第 5 章の発送における主な改正内容でございます。

一つ目の○のとおり、文書等は総務課での発送を原則とする一方、運送便や電子メール等での発送等は主務課で行えるよう規定するとともに、定例的な文書で文書取扱主任が支障がないと認めるものは、文書発送簿への登録を省略できるとしています。

また、二つ目の○のように、公印の事前押印等の規定を整備しています。

次に、第 6 章の保管及び保存等における主な改正内容でございます。

一つ目の○のとおり、文書の保管及び保存の原則の規定を新設し、文書の記録媒体の変換ができる規定を設けています。

また、二つ目の○のように、完結文書の整理においては、完結文書は 1 年毎に整理し、製本するとの規定を改め、完結年度ごとかつ保存年数ごとに簿冊ファイルに編綴すると規定したほか、グループウェアにより供覧した電磁的記録は、ペーパレスシステムにより整

理できるとしてあります。

次に、四つ目の○のとおり、文書の廃棄は溶解又は焼却により行うと規定するとともに、電磁的記録の廃棄は、記録の消去その他の記録を判読できない方法により処理することを定めています。

最後に、三つ目の○に記載していますが、保存年数と規約等の原議書など文書の種別を対比させた別表を削除しています。

文書規程の全部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 12 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 12 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 13 号「国保連合会資金管理規則の一部改正」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料の 209 頁をお開き願います。

議第 13 号国保連合会資金管理規則の一部改正について、ご説明致します。

改正後の規則の施行日は、本年 4 月 1 日でございます。

次に、215 頁をお開きいただき、改正の主な内容等について、この議案説明資料を用いてご説明させていただきます。

はじめに、「1 規則改正の趣旨」でございます。

ペイオフの全面解禁を受けて制定した資金管理規則について、解禁から日時が経過し金融機関を取り巻く環境が変化していることや、弊会の資金管理の現状を踏まえ、改正を行います。

次に、「2 主な改正内容」でございます。

1 点目は、歳計現金等の管理に係る規定を資金管理の現状を踏まえ改めるもので、歳計現金等の需給状況により、一部を定期性預金として管理できるとする規定を廃止し、保護の対象となる決済用預金への預け入れに限定することとしています。

次の頁をご覧ください、2点目は積立金の管理に関する規定の改正で、資金管理の安全性を高めるため、積立金を定期性預金で管理する際の預入先の金融機関を、弊会の会員である地方公共団体が公金を預託する金融機関に限定しています。

また、業務効率化等の観点から、一部業務の手数料の徴収時期を毎月徴収から年一回等の徴収へ見直すこととしており、歳計現金に不足を生じる可能性が高まることから、積立金を歳計現金に繰り替えて使用するために、積立金の一部を指定金融機関の決済用預金に預け入れできるよう規定を改正しています。

最後にその他の改正として、一つ目の○のとおり、経営情報の収集等により金融機関の経営状況の評価等を行い、預金等の解約を行うとの規定については、弊会の職員限りで経営状況を的確に評価することは困難であることから、削除し、今後、預入先の金融機関の破綻が懸念される場合は、当該金融機関に公金を預託している地方公共団体との情報交換等を密にして預金の保護に努めることとしています。

最後に、二つ目の○のとおり、積立金管理状況の報告に関する規定を新設し、積立金の管理状況等の総会への報告を義務化しています。

資金管理規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第13号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第13号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第14号「国保連合会職員退職手当金特別会計に関する退職給付引当資産管理運用規程の一部改正」から議第19号「国保連合会一般会計に関する事業運営安定化積立金管理運用規程の一部改正」までを一括議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

議第14号国保連合会職員退職手当金特別会計に関する退職給付引当資産管理運用規程の一部改正から議第19号国保連合会一般会計に関する事業運営安定化積立金管理運用規程の一部改正までを一括して、ご説明致します。

資料の257頁をお開き願います。

規程改正の主な内容等について、この議案説明資料を用いてご説明させていただきます。
はじめに、資料の 260 頁をご覧ください、参考として記載しております積立資産等の内容について、ご説明します。

いわゆる実費弁償方式が適用される国保連合会では、表のアからオに記載の引当資産や積立資産について、実費として認められる額として記載している額を上限に当該資産への積立額を実費とすることが認められています。また、このほかに、表の下の注書きのとおり、表に記載の資産への積立が認められる以前に保有していた現金を事業運営安定化積立金として管理しています。

この度改正する管理運用規程は、これらの積立資産等の管理運用に関し規定しているものでございます。

恐れ入りますが、資料の 257 頁にお戻りいただき、「1 規程改正の趣旨」でございませ

議第 14 号から議第 19 号までの 6 種類の管理運用規程の規定内容を統一化等するため、改正を行います。

次に、「2 主な改正内容」でございませ

1 点目は、規程の題名を簡素化するための改正で、それぞれの題名中の退職手当金特別会計や各特別会計並びに一般関係に関するとの表記を削除し、資料に記載のとおり

次の頁をご覧くださいまして、2 点目は条文の改正でございませ

この度の改正では、管理運用規程の内容を、①積立資産等の額に関する規定、②積立資産等の管理に関する規定、③運用益金の処理に関する規定、④繰替運用に関する規定、次の頁へ参りまして、⑤積立資産等の処分に関する規定、⑥委任に関する規定に統一しており、その内容についてご説明します。

前の頁にお戻りいただき、①の積立資産等の額に関する規定では、先ほどご説明した実費として認められる額をそれぞれの積立資産等の上限とするとの規定を設けるとともに、毎年度の積立額は歳入歳出予算で定めると規定しています。

次に、②の積立資産等の管理に関する規定においては、積立資産等の管理は、改正案をご承認いただいた連合会資金管理規則の定めるところにより行うとしています。

次に、③の運用益金の処理に関する規定を新設し、運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上して積立てると定めています。

また、積立資産等に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できるとする④繰替運用に関する規定を、全ての管理運用規程で設けています。

次の頁をご覧くださいませ

⑤の積立資産等の処分に関する規定では、積立目的以外での積立資産等の処分を禁止する規定に加えて、各特別会計の間での積立資産等の流用は行えないとする規定を設けています。

次に、⑥委任に関する規定を設け、管理運用規程の施行に関して必要な事項は理事長が定めるとしています。

最後に、⑦その他として記載のとおり、積立資産等の積立額は積立てを行った時点で確定することから、積立資産等の額について決算時に所要額を計上し、総会の議決を経なければならないとする規定は削除しています。

なお、改正後の規程の施行日は、本年 4 月 1 日でございませ

積立資産等の管理運用規程の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございませ

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 14 号から議第 19 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 14 号から議第 19 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 20 号「国保連合会公印規則の一部改正」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料の 261 頁をお開き願います。

議第 20 号国保連合会公印規則の一部改正について、ご説明します。

263 頁をご覧ください。

この規則の改正は、第 2 条第 3 号の国保連合会理事長印銀行用、同 4 号の診療報酬審査委員会印、5 号の同会長印、7 号の国保連合会職員厚生資金貸付印、9 号の介護給付費等審査委員会印、10 号の同会長印、11 号の介護サービス苦情処理委員会印、次の頁へ参りまして、12 号の同会長印、13 号の柔道整復療養費審査委員会印、14 号の同会長印は、いずれも公印としての使用実態がないため廃止するためのものがございます。

このほか、第 5 条に第 2 項を新設し、公印の使用の承認を受けたときは、公印押印簿に記載のうえを使用することを規定しています。

公印規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 20 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 20 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 21 号「国保連合会保健事業支援・評価委員会規程の一部改正」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料の 269 頁をお開き願います。

議第 21 号 国保連合会保健事業支援・評価委員会規程の一部改正について、ご説明します。

271 頁をご覧ください。

この規程の改正は、保健事業支援・評価委員会の業務量の増に対応するため、委員を増員し、学識経験者委員 3 名以内、京都府及び関係者を改め保健福祉行政関係者委員 5 名以内とするほか、委員会の副委員長を選出方法を委員の互選から委員長の指名に変更するものでございます。

保健事業支援・評価委員会規程の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 21 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 21 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 22 号「国保連合会子育て支援医療費助成事業算定業務規則の一部改正」及び、議第 23 号「国保連合会保険者事務共同電算処理業務規則の一部改正」を一括議題と

し、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

議第 22 号及び議第 23 号を一括してご説明します。

資料の 275 頁をお開き願います。

国保連合会子育て支援医療費助成事業算定業務規則の一部改正でございます。

この業務規則の改正は、業務効率化等の観点から、手数料の毎月での徴収を年 1 回の徴収に変更するために行うもので、手数料は月の 25 日までに請求し、翌月の 10 日までに払い込むと定めた第 10 条及び第 11 条の規定を、手数料の請求額を決定したときは、納入通知書により請求し、納入の通知を受けた者は、指定された納入期限までに納付するとの規定に改めるなどの改正を行っています。

子育て支援医療費助成事業算定業務規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

279 頁をお開き願います。

国保連合会保険者事務共同電算処理業務規則の一部改正でございます。

この業務規則の改正も、手数料の毎月での徴収を四半期ごとの徴収に変更するために行うもので、次の頁の第 17 条及び第 18 条を同様に改正しています。

合わせまして、前の頁にお戻りいただき、第 9 条の改正は、国保被保険者の情報の異動管理に係る規定について、業務の実態に合わせて改正しています。

また、281 頁以降で、保険者が弊会に対して保険者事務共同電算処理事業を委託又は委託解除する際の申請書の様式の見直しを行っています。

保険者事務共同電算処理業務規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 22 号及び議第 23 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 22 号及び議第 23 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 24 号「国保連合会財務規則の一部改正」を議題とし、事務局の説明を

お願いします。

(事務局：総務課長)

資料の 285 頁をお開き願います。

議第 24 号 国保連合会財務規則の一部改正について、ご説明します。

287 頁をご覧ください。

この規則の改正は、事業運営資金の受払業務の委託に関する契約及び文書等配送業務の請負に関する契約を長期継続契約をすることができる契約に加えるための改正でございます。

財務規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 24 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 24 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 25 号「国保連合会個人情報保護マネジメントシステム (PMS) に関する規則の一部改正」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料の 289 頁をお開き願います。

議第 25 号国保連合会個人情報保護マネジメントシステムに関する規則の一部改正について、ご説明します。

291 頁をご覧ください。

この規則の改正は、個人情報の取扱いにおいて、権利利益の侵害等の内容を本人に通知する範囲を、個人情報の漏えい、滅失又はき損から拡大するためのものがございます。

改正の具体的手法は、規則第 14 条第 1 号の漏えい、滅失又はき損の後に「等」の文字を挿入し、個人情報の漏えい等の緊急事態への対応方針を定める緊急時対応実施要領において、「等」の内容として、個人情報の漏えい、滅失又はき損に加えて、紛失や改ざん、不正又は不適正取得、目的外利用や不正利用等を列記することとしています。

なお、弊会は、日本産業規格に基づき個人情報の保護を行っている事業者として、プライバシーマークを付与されておりますが、この度の規則の改正は、プライバシーマーク付与に関する規約の改正に伴うものでございます。

個人情報保護マネジメントシステムに関する規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 25 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 25 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 26 号「国保連合会事務決裁規則の一部改正」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料の 293 頁をお開き願います。

議第 26 号国保連合会事務決裁規則の一部改正について、ご説明します。

295 頁をご覧ください。

この規則の改正は、嘱託職員の給与等の支出決定等の専決者を総務部長から事務局長に変更することや、出納員の代理職員を分任出納員に改めることに伴う改正でございます。

事務決裁規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 26 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 26 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 27 号「国保連合会職員服務規程の一部改正」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料の 297 頁をお開き願います。

議第 27 号 国保連合会職員服務規程の一部改正について、ご説明します。

299 頁をご覧ください。

この規程の改正は、京都府に倣い、夏季における 5 日間の特別休暇の付与期間 7 月から 9 月までを 6 月から 9 月までに 1 箇月間延長するためのものがございます。

職員服務規程の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 27 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 27 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 28 号「国保連合会理事及び監事の選任」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務部長)

資料の 301 頁をお開きいただきまして、

「議第 28 号国保連合会理事及び監事の選任」について、ご説明致します。

京都府国民健康保険団体連合会規約第 20 条の規定に基づき、京都府国民健康保険団体連合会の理事及び監事を選任するため、別紙の資料を総会へ提出致します。

305 頁をお開き願います。

まず、理事及び監事の人数については、規約第 19 条に基づき、理事 15 名、監事 3 名としています。

次に、理事及び監事として各団体よりご推薦をいただきました方々は、資料に記載のとおりでございます。

なお、京都市市長会からの監事のご推薦につきましては、後日となりますため、監事をご承認いただくための会員の皆様による書面による決裁を行う予定としています。

任期は、理事、監事ともに令和 5 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

理事及び監事の選任についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 28 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきました。議第 28 号につきましては、次の総会に付議いたします。

続きまして、議第 29 号「国保連合会理事長表彰の選考決定」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

(事務局：総務部長)

資料の 307 頁をお開きいただきまして、「議第 29 号国保連合会理事長表彰の選考決定」についてご説明致します。

理事長表彰被表彰者の決定は、国保連合会表彰規程第 3 条第 1 項に基づき、関係団体の推薦により行うものでございます。

309 頁をご覧いただきまして、関係団体からは、同規程第 2 条の第 1 号から第 7 号に該

当する方をご推薦いただいております。

大変申し訳ございませんが、311 頁、312 頁につきましては、先に送付しました資料に誤りがございましたので、2 月 8 日に差替えを送付させていただいております。

311 頁をお開き願います。

この度の選考決定に当たりましては、保険者、病院組合、審査委員会等の 17 団体からご推薦いただいております。

推薦基準ごとの推薦状況につきましては、国保組合役員や国保運営協議会委員等を長年お務めになった規程第 2 条第 1 号に該当される方が 4 名、第 2 号の国保診療施設の永年勤続医師の方が 1 名、第 3 号の国民健康保険診療報酬審査委員会等の委員を長年お務めになった方が 2 名、第 4 号の保険者や国保診療施設等の永年勤続事務担当職員の方が 33 名、第 5 号の国保診療施設の看護師等や市町村の保健師を長年お務めになった方が 35 名、第 6 号の弊会の永年勤続職員が 2 名で、被表彰者としてご推薦のあった方は合計で 77 名となっております。

なお、312 頁以降に被表彰推薦者名簿を添付しております。

また、本来でございますと、通常総会に合わせて表彰式典を催すべきところ、総会は Web 会議とするため、昨年同様、被表彰者の皆様方への表彰状及び記念品の伝達は事務局から行いますことをご了承いただきますよう、お願い致します。

理事長表彰の選考決定についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。議第 29 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。事務局から説明がありましたように、本来であれば、総会の席で表彰すべきところ、総会を Web 会議方式とする予定でありますので、表彰状及び記念品を事務局から伝達することについて、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議第 30 号「国保連合会通常総会の開催」を議題とします。

本件については、事務局の説明を省略し、通常総会を 2 月 21 日午後 3 時から、Web 会議方式で開催することにご異議ございませんか。

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、さよう決めます。
以上で本日の議事につきましては、全て終了致しました。
ここで、事務局から報告があるようですので、聴取を致します。

(事務局：総務課長)

資料の 319 頁をお開きいただきまして、令和 4 年度国保連合会の契約についてご説明します。

1 件 1 億円以上の契約案件の理事会への報告を定める国保連合会財務規則第 54 条第 5 項に基づき、契約の内容等についてご報告します。

診療報酬の審査支払等を行う国保総合外付けシステムのクラウド利用について、株式会社ケーケーシー情報システムと、契約金額 1 億 3,253 万 5,524 円で契約を締結し、契約期間は、令和 5 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日としています。

契約についてのご報告は、以上のとおりでございます。

資料の 321 頁をお開きいただきまして、監査法人による外部監査の結果報告を受けて弊社が講じた措置について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、監事の方々から理事会へ報告がなされております。

今回の報告は、3 年度 2 回目の外部監査と 4 年度 1 回目の外部監査の 2 件で、指摘事項と措置内容については、資料に記載のとおりでございます。

外部監査結果報告に対する措置についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめ、この際ですので、他に皆様から何かございませんでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にないようですので、それでは本日の理事会はこれにて閉会いたします。
皆様、ありがとうございました。